

自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先と同僚、関係者の反対などで決断が遅れ、退職して子供と共に避難を実行したのが平成24年8月となった申立人ら家族について、同月以降の避難費用、生活費増加費用、避難雑費及び就労不能損害等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- ア 中間指針追補に基づく生活費の増加費用及び移動費用
- イ 中間指針追補に基づく精神的損害
- ウ 避難費用
  - (ア) 宿泊費
  - (イ) 交通費
  - (ウ) 家具搬出費用
- エ 就労不能損害（申立人X2分）
- オ 生活費増加費用（申立人X3分医療費）
- カ 精神的損害及び避難雑費等

#### 2 期間

- (1) 上記ア、イについて
  - 自 平成23年 3月11日
  - 至 平成23年12月 末日
- (2) 上記ウ（ア）について
  - 自 平成24年 3月10日
  - 至 平成24年 7月25日
- (3) 上記ウ（イ）（ウ）について
  - 自 平成24年 3月10日
  - 至 平成24年 8月22日
- (4) 上記エについて
  - 自 平成24年 9月 1日
  - 至 平成25年 2月 末日
- (5) 上記オについて
  - 自 平成24年 8月25日

至 平成24年12月29日

(6) 上記カについて

自 平成24年 8月22日

至 平成24年12月 末日

## 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2,146,727円の支払義務があることを認める。

(内訳)

ア 中間指針追補に基づく生活費の増加費用及び移動費用	480,000円
イ 中間指針追補に基づく精神的損害	280,000円
ウ 避難費用	
(ア) 宿泊費	20,300円
(イ) 交通費	80,900円
(ウ) 家具搬出費用	70,000円
エ 就労不能損害(申立人X2分)	1,120,267円
オ 生活費増加費用(申立人X3分医療費)	5,260円
カ 精神的損害及び避難雑費等	90,000円

## 第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2記載の金員の一部である金760,000円を支払い済みであることを確認する。

## 第4 支払方法

(省略)

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

## 第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目(ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項1イ及びカ記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月27日

(仲介委員 棚瀬慎治)